

熊本市公園愛護会助成金交付要綱

制定 平成 5年4月22日
改正 平成 6年4月26日
平成25年2月26日都市建設局長決裁
平成25年8月15日河川公園課長決裁
令和2年3月30日都市建設局長決裁
令和4年3月25日都市建設局長決裁
令和5年12月1日花とみどり協働課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が管理する都市公園及びまちの広場（以下「公園等」という。）がその機能を充分発揮できるよう公園等の愛護活動を自発的に行う団体に対し助成金を交付することに関し必要な事項を定めることとする。

(公園愛護会)

第2条 この要綱において公園愛護会とは、次に掲げる公園等の愛護活動を行う5名以上の会員で組織された団体（街区公園、近隣公園、まちの広場については、原則として1つの公園等につき1団体に限る。）で、本市に必要な届出をしているものをいう。

- (1) 公園等の清掃活動又は除草を月1回以上実施すること。
- (2) 公園施設の点検及び異常時の連絡を実施すること。
- (3) 公園愛護の啓発活動を実施すること。

(助成)

第3条 市長は、公園愛護会の活動に対し予算の範囲内で助成することができる。

- 2 前項の助成は、一の公園愛護会につき毎年1回に限り行うものとする。
- 3 助成金交付の対象となる公園等の面積は、第5条の規定による交付申請を行う年度の4月1日時点で必要な届出がなされている面積とする。
- 4 助成金交付の対象となる経費は、公園愛護会の運営を公正かつ円滑に行うための事務等に要する経費であって、第6条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたものとする。
- 5 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる額に、公園愛護会が公園愛護活動を行う公園等の面積に同表右欄に掲げる額を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加えた額（当該額が25,000円を超える場合は、25,000円。）とする。

基礎額（1団体当たり）	面積割（1㎡当り）
5,000円	5円

(監事)

第4条 助成金の交付を受けようとする公園愛護会は、監事を置かなければならない。

- 2 監事は、公園愛護会の監査及び収支決算書の確認を行わなければならない。

(交付申請)

第5条 公園愛護会の代表者（以下、「申請者」という）が助成金の交付を受けようとするときは、事前に公園愛護会助成金交付申請書（第1号様式）を次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならないこととする。

- (1) 公園愛護会活動者名簿（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 助成金交付の決定通知は、熊本市公園愛護会助成金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

る。

(交付決定の取消し及び変更)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に規定する助成金の交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。この場合において既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽、不正、その他この要綱に違反したとき。
- (2) 当該公園等を廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金交付の必要を認めなくなったとき。

(実績報告)

第9条 申請者が助成金の交付決定を受けたときは、事業完了後、30日以内に公園愛護会活動実績報告書及び収支決算書(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならないこととする。

(助成金の交付)

第10条 申請者が助成金の概算額の交付を受けようとするときは、公園愛護会助成金概算交付申請兼口座振替依頼書(第5号様式)を提出しなければならないこととする。

2 前項に規定する概算交付の申請は、当該助成金の交付申請と同時に、又は当該助成金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、第6条の規定による助成金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

(オンラインによる申請等の手続)

第11条 この助成金に関し申請者が行う次に掲げる手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。)で行うことができることとする。

- (1) 助成金の交付申請及び概算交付申請
- (2) 実績報告
- (3) その他本市が認める手続

2 申請者が前項の規定によりオンラインで手続を行おうとするときは、電子申請システム(オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。)において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請者の本人確認は、あらかじめ申請者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この助成金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 助成金の交付決定及び概算交付決定
- (2) 助成金の額の確定
- (3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)を準用するものとし、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市公園愛護会助成金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

公園愛護会助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

愛護会名 _____

代表者名 _____

年度公園愛護会助成金を交付下さるよう下記のとおり申請します。

助成金申請額 金 _____ 円

愛護活動対象公園名	面積 (㎡)	愛護活動対象公園名	面積 (㎡)
		面積計	(㎡)

内 訳	
助成金基礎額	5,000 (円)
面積割@5円	面積 (㎡)
	金額 (円)
合計 (上限 25,000 円)	(円)

年度活動計画				
月	活動内容	人員	科目	金額 (円)
4	除草・清掃・その他		収入	助成金
5	除草・清掃・その他			
6	除草・清掃・その他			
7	除草・清掃・その他			計 (円)
8	除草・清掃・その他		支出	
9	除草・清掃・その他			
10	除草・清掃・その他			
11	除草・清掃・その他			
12	除草・清掃・その他			
1	除草・清掃・その他			
2	除草・清掃・その他			
3	除草・清掃・その他			
				計 (円)

第3号様式（第7条関係）

発第 号
年 月 日

愛護会

会長 様

熊本市長

公園愛護会助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました公園愛護会活動に対する助成金については下記のとおり決定したので、熊本市公園愛護会助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定助成額 円

第4号様式 (第9条関係)

公園愛護会活動実績報告書及び収支決算書

年 月 日

熊本市長 (宛)

愛護会名 _____

代表者名 _____

単位:円

活動内容	活動年月日	参加人員		科目	金額
除草・清掃・その他			収	助成金	
除草・清掃・その他					
除草・清掃・その他			入		
除草・清掃・その他				計	
除草・清掃・その他			支 出		
除草・清掃・その他				計	

年度の公園愛護会活動の決算を監査し、上記と相違なく適正であると認めます。

年 月 日

公園愛護会監事 _____

様式第5号（第10条関係）

公園愛護会助成金概算交付申請兼口座振替依頼書

年 月 日

熊本市長 （宛）

愛護会名 _____

代表者名 _____ 印

年 月 日付け発第 号で通知のあった 年度事業に係る助成金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 助成金概算交付申請額
- 2 助成金概算交付申請理由
- 3 請求委任及び口座振替依頼

金融機関	(銀行・金庫・農協)	
	本店	(支店・出張所)
口座番号	普通	
フリガナ		
口座名義		